

## 令和 2 年度国民健康保険事業について

### 1 令和 2 年度の保険料率の改定等

#### (1) 特別区における国民健康保険料の基本的な考え方

##### ① 国保制度改革に伴う特別区の対応方針

国保制度改革まで、特別区では、23 区にお住まいで、同一所得、同一世帯構成であれば同一の保険料となるように特別区独自の統一保険料方式を採用してきた。その結果、保険料の平準化や給付と負担の公平を確保するとともに、一般会計からの法定外繰入により、保険料を基準政令より低く抑えることで被保険者の負担軽減を図るなど、被保険者の受診環境の面も含めて一定の成果を挙げてきた。

こうした経緯を踏まえ、国保制度改革に伴う特別区の対応方針として、平成 29 年 11 月に「将来的な方向性（都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行すべく 23 区統一で対応する。ただし、この水準を参考に各区独自に対応することも可」とした。この方針は、令和 2 年度においても継続することとなった。

##### ② 賦課総額の算定方法

###### ア 国保制度改革までの特別区の算定方式

国保制度改革までの統一保険料方式は、国民健康保険料の算定基礎となる賦課総額について、保険給付をするために必要な費用の額から、高額療養費等の費用の一部を除いた額を基準とし、そこから前期高齢者交付金を除いた額の 50% に健診・保健指導に係る保険者負担分を加えて算定してきた。このようにすることで、保険料をできるだけ低く抑える一方で、保険料が不足する部分は、一般会計からの法定外繰入で対応してきた。

###### イ 国保制度改革による変更（資料 1）

国保制度改革により、平成 30 年度から東京都が国保の財政運営の主体となり、区市町村から国民健康保険事業費納付金（以下、「納付金」という。）を集め、その納付金と国や都が負担する公費を財源に、医療給付に必要な費用を全額、区市町村に交付することとなった。これに伴い、東京都が区市町村ごとに納付金と標準保険料率を示し、各区市町村はそれを参考に保険料率を決定する。その標準保険料率の算定にあたり、被保険者に対する賦課総額について、本則では納付金から公費や保険者努力支援制度、過年度保険料収納見込額等を減じたものに、基礎分については特定健診諸費や出産諸費等を加え、それぞれ標準的な収納率で割り返して賦課総額としている。

## ウ 特別区への対応（激変緩和措置等）（資料 1）

これに対して、特別区は平成 30 年度の保険料設定に当たり、独自の激変緩和措置として、東京都が示した特別区全体の納付金の 94%を新たに算定の基礎とする納付金として定め、本則と同様に加除を行い、賦課総額とした。ただし、過年度保険料収納見込額を減じることなく、収納率での割り返しを行わないこととし、また、これに伴う東京都に納める納付金の不足分は、一般会計からの法定外繰入で対応することとした。

なお、この特別区への激変緩和措置は、国による平成 30 年度から 6 年間の激変緩和措置期間を目途に、初年度を 94%とし、この割合を原則年 1%ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消するとしている。

平成 31 年度もこれを継続しており、3 年目となる令和 2 年度は、保険料賦課総額について、東京都が示した特別区全体の納付金の 96%を基に算出している。

（特別区への激変緩和措置額：基礎分 約 84 億円、支援金分 約 27 億円、介護分 約 11 億円）

### ③ 賦課割合<sup>1</sup>の決定

国保制度改革までは、政令により賦課割合は 50:50 が原則とされてきたが、特別区では低所得者層に配慮した独自の賦課割合を設定してきた。制度改革に伴い、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合が原則とされ、令和 2 年度の特別区における基礎分・後期高齢者支援金分の賦課割合は、特別区の所得水準を反映した結果、現行と同じ 58:42 となった。

なお、介護納付金分については、特別区では国保制度改革まで政令本則通り 50:50 としてきた経緯があるため、段階的に 58:42 に移行することとし、令和 2 年度は、均等割額を据え置く賦課割合の 57:43 とした。

## （2）目黒区における国民健康保険料の設定の考え方

基礎分（所得割率・均等割額）、後期高齢者支援金分（所得割率・均等割額）は、特別区統一保険料率に沿い、目黒区に当てはめた賦課割合を求めると 64:36 になる。

介護納付金分（均等割額）は、特別区統一保険料率に沿いつつ、介護納付金分（所得割率）については、各区で算定することとしており、被保険者の大幅な負担増とならないよう、一定の抑制を図ることとする。

## （3）東京都から示された目黒区の納付金及び標準保険料率等について

	令和 2 年度	（平成 31 年度）
① 納付金額		
基礎分	66 億 5,832 万円余	（68 億 7,198 万円余）
後期高齢者支援金分	21 億 1,210 万円余	（21 億 1,374 万円余）
介護納付金分	9 億 2,847 万円余	（8 億 9,530 万円余）
合計	96 億 9,891 万円余	（98 億 8,103 万円余）

<sup>1</sup> 保険料に占める所得割と均等割の割合

② 標準保険料率

年度	基礎分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
3 1	7.74/100	44,719 円	2.32/100	13,302 円	2.09/100	15,551 円
2	7.37/100	43,016 円	2.37/100	13,584 円	2.25/100	16,554 円

(4) 保険料率の設定等 (案)

① 基礎分<sup>2</sup>・後期高齢者支援金分<sup>3</sup>

\* 下線部分が変更箇所

	年度	所得割	均等割	賦課割合	賦課限度額
				(所得割 : 均等割)	
改定前	3 1	<u>9.49/100</u>	<u>52,200 円</u>	特別区 (58 : 42)	<u>80 万円</u>
		基礎分 <u>7.25/100</u>	基礎分 39,900 円	目黒区	基礎分 <u>61 万円</u>
		支援金分 <u>2.24/100</u>	支援金分 <u>12,300 円</u>	(64 : 36)	支援金分 19 万円
改定案	2	<u>9.43/100</u>	<u>52,800 円</u>	特別区 (58 : 42)	<u>82 万円</u>
		基礎分 <u>7.14/100</u>	基礎分 39,900 円	目黒区	基礎分 <u>63 万円</u>
		支援金分 <u>2.29/100</u>	支援金分 <u>12,900 円</u>	(64 : 36)	支援金分 19 万円

② 介護納付金分<sup>4</sup>

\* 下線部分が変更箇所

	年度	所得割	均等割	賦課割合 (所得割 : 均等割)	賦課限度額
改定前	3 1	目黒区	15,600 円	特別区 (54 : 46)	<u>16 万円</u>
		<u>1.34/100</u>		目黒区 (54 : 46)	
改定案	2	目黒区	15,600 円	特別区 (57 : 43)	<u>17 万円</u>
		<u>1.59/100</u>		目黒区 (57 : 43)	

③ 一人当たり保険料 (基礎分・後期高齢者支援金分) (年額)

年度	特別区	目黒区	非自発的失業軽減・均等割額軽減等の場合*
3 1	125,174 円	146,742 円	134,550 円
2 案	126,202 円	146,931 円	134,279 円
差引額	1,028 円増	189 円増	271 円減

<sup>2</sup> 被保険者の各種給付とそれに必要な事務に使用

<sup>3</sup> 後期高齢者医療制度の保険給付と病床転換支援事業に使用

<sup>4</sup> 介護保険第2号被保険者の保険料を国民健康保険で一括徴収

④ 一人当たり保険料（介護納付金分）（年額）

年度	特別区	目黒区	非自発的失業軽減・均等割額軽減等の場合*
3 1	33,550 円	33,867 円	30,408 円
2 案	35,950 円	36,430 円	32,842 円
差引額	2,400 円増	2,563 円増	2,434 円増

\* 非自発的失業軽減及び所得が低いかたへの均等割額軽減を行った場合の一人当たりの保険料

目黒区は、23 区平均に比べ一人当たりの所得が高いため、一人当たりの保険料が 23 区平均と比べて高くなっている。

## 2 国民健康保険制度の改正等（概要）

### （1） 賦課限度額の改正

中間所得者層に配慮した保険料設定を行なうため、賦課限度額を引き上げる。

基礎分                    61 万円 ⇒ 63 万円

介護納付金分        16 万円 ⇒ 17 万円

### （2） 保険料均等割軽減対象世帯の拡大

令和 2 年 4 月 1 日から低所得者に配慮した軽減判定所得の見直しとして、所得基準を引き上げる。

5 割減額                28 万円 ⇒ 28 万 5 千円

2 割減額                51 万円 ⇒ 52 万円

### （3） 区市町村国保財政健全化計画

国民健康保険の安定的な財政運営及び区市町村が担う国保事業の広域化・効率化を推進するために定められた東京都国民健康保険運営方針において、決算補填等目的の法定外繰入等を行っている区市町村は、それぞれの状況等を勘案し、医療費適正化や収納率向上の取組を進めるとともに、計画的に保険料率の見直しを図る必要があるため、区市町村国保財政健全化計画を策定するものとされている。

これに基づき、目黒区においても平成 30 年度を初年度とする目黒区国保財政健全化計画を策定し、法定外繰入の削減に向け、必要な対策を講じている。

なお、東京都においては、都内各市区町村の国保財政健全化計画の策定状況を令和 2 年 3 月末に東京都のホームページにおいて公表することとしている。

(千円)

計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合 計
年 度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	
赤字削減 予定額	* <sup>1</sup> 0	144,483	35,610	49,015	42,989	64,891	* <sup>3</sup> 336,988
赤字削減額 (実績)	* <sup>2</sup> △516,876	—	—	—	—	—	△516,876

\*<sup>1</sup>平成 30 年度予算ベースで赤字を推計する過程で平成 30 年度の法定外繰入金等に赤字削減額を既に反映しているため第1年次の削減額は0円とした。

\*<sup>2</sup>平成 30 年度の赤字削減額がマイナス 5 億円余（赤字拡大）となった要因は主に過年度赤字（29 年度の国からの療養給付費等負担金等に係る返還金）によるものである。

\*<sup>3</sup>平成 30 年度当初予算上の赤字額（その他一般会計繰入金額）を計画期間に削減すべき赤字の総額とした。

### 3 今後の予定（目黒区国民健康保険条例の改正）

令和 2 年 3 月 3 日 目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問

令和 2 年 3 月 6 日 令和 2 年第 1 回区議会定例会への追加の条例案提出  
(改正条例の施行は令和 2 年 4 月 1 日)

以 上

## 賦課総額の算定方法

## ●施行令(本則)

## ◆基礎分

← A 国保事業費納付金(基礎分) →								
B 国特別調交・ 都繰入金・ 波及増・ 保険者支援制度	C 保険者 努力支 援制度	X 過年度 保険料 収納見 込	A-B-C-X			D 特定 健診 諸費	E 出産諸費・ 葬祭諸費・ 保健事業費	F その他条 例減免 等
						G 賦課総額(※) <A-B-C+D+E+F-X>		

## ◆後期高齢者支援金分

← H 国保事業費納付金(支援金分) →		
I 保険者 支援制 度	Y 過年度 保険料 収納見 込	
		J 賦課総額(※) <H-I-Y>

## ◆介護納付金分

← K 国保事業費納付金(介護分) →		
L 保険者 支援制 度	Z 過年度 保険料 収納見 込	
		M 賦課総額(※) <K-L-Z>

※いずれの賦課総額も未収納分は被保険者に負担していただくことを前提としているため、これらを標準的な収納率で割り返したものが本則の賦課総額となる。

## ●特別区

## ◆基礎分

← A 国保事業費納付金(基礎分) × 0.96 →								
B 国特別調交・ 都繰入金・ 波及増・ 保険者支援制度	C 保険者 努力支 援制度	A-B-C			D 特定 健診 諸費	E 出産諸費・ 葬祭諸費・ 保健事業費	F その他条 例減免 等	
						G 賦課総額 <A-B-C+D+E+F>		

## ◆後期高齢者支援金分

← H 国保事業費納付金(支援金分) × 0.96 →	
I 保険者 支援制 度	
J 賦課総額 <H-I>	

## ◆介護納付金分

← K 国保事業費納付金(介護分) × 0.96 →	
L 保険者 支援制 度	
M 賦課総額 <K-L>	

※いずれの賦課総額も未収納分は法定外繰入により補填することを前提としているため、収納率での割り返しはしない。

令和2年度 収入別・世帯構成別保険料試算〔モデルケースによる試算〕 ★基礎分＋後期高齢者支援金分★

保険料率等	31年度		2年度	
	基礎+支援	基礎+支援	基礎分	支援金分
所得割率	9.49%	9.43%	7.14%	2.29%
均等割額	52,200	52,800	39,900	12,900
一人当たり保険料額(減額前)	125,174	126,202	95,473	30,729
賦課限度額	800,000	820,000	630,000	190,000

賦課割合 58:42
------------

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

①年金受給者(65歳以上) 1人世帯〔世帯主(65歳)〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
旧ただし書き所得		0	0	470,000	1,470,000	2,295,000	3,135,000	3,985,000	4,835,000	5,715,000	6,665,000
31年度保険料 [a]		15,660	15,660	86,363	191,703	269,995	349,711	430,376	511,041	594,553	684,708
2 年 度	保険料 [b]	<b>15,840</b>	<b>15,840</b>	<b>86,561</b>	<b>191,421</b>	<b>269,218</b>	<b>348,430</b>	<b>428,585</b>	<b>508,740</b>	<b>591,724</b>	<b>681,309</b>
	対前年度増減額 [b-a]	180	180	198	- 282	- 777	- 1,281	- 1,791	- 2,301	- 2,829	- 3,399
対前年度増減率 [b/a]		1.011	1.011	1.002	0.999	0.997	0.996	0.996	0.995	0.995	0.995
均等割軽減対象【31年度】		7割	7割	2割							
均等割軽減対象【2年度】		7割	7割	2割							

②年金受給者(65歳以上) 2人世帯〔世帯主(65歳)＋配偶者(65歳・収入なし)〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
旧ただし書き所得		0	0	470,000	1,470,000	2,295,000	3,135,000	3,985,000	4,835,000	5,715,000	6,665,000
31年度保険料 [a]		31,320	31,320	96,803	243,903	322,195	401,911	482,576	563,241	646,753	736,908
2 年 度	保険料 [b]	<b>31,680</b>	<b>31,680</b>	<b>97,121</b>	<b>244,221</b>	<b>322,018</b>	<b>401,230</b>	<b>481,385</b>	<b>561,540</b>	<b>644,524</b>	<b>734,109</b>
	対前年度増減額 [b-a]	360	360	318	318	- 177	- 681	- 1,191	- 1,701	- 2,229	- 2,799
対前年度増減率 [b/a]		1.011	1.011	1.003	1.001	0.999	0.998	0.998	0.997	0.997	0.996
均等割軽減対象【31年度】		7割	7割	5割							
均等割軽減対象【2年度】		7割	7割	5割							

③給与所得者(65歳未満) 1人世帯〔世帯主(35歳)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
旧ただし書き所得		0	20,000	890,000	1,590,000	2,330,000	3,130,000	3,930,000	4,770,000	5,670,000	6,570,000
31年度保険料 [a]		15,660	27,998	136,661	203,091	273,317	349,237	425,157	504,873	590,283	675,693
2 年 度	保険料 [b]	<b>15,840</b>	<b>28,286</b>	<b>136,727</b>	<b>202,737</b>	<b>272,519</b>	<b>347,959</b>	<b>423,399</b>	<b>502,611</b>	<b>587,481</b>	<b>672,351</b>
	対前年度増減額 [b-a]	180	288	66	- 354	- 798	- 1,278	- 1,758	- 2,262	- 2,802	- 3,342
対前年度増減率 [b/a]		1.011	1.010	1.000	0.998	0.997	0.996	0.996	0.996	0.995	0.995
均等割軽減対象【31年度】		7割	5割								
均等割軽減対象【2年度】		7割	5割								

④給与所得者(65歳未満) 2人世帯〔世帯主(35歳)＋配偶者(35歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
旧ただし書き所得		0	20,000	890,000	1,590,000	2,330,000	3,130,000	3,930,000	4,770,000	5,670,000	6,570,000
31年度保険料 [a]		31,320	54,098	167,981	255,291	325,517	401,437	477,357	557,073	642,483	727,893
2 年 度	保険料 [b]	<b>31,680</b>	<b>54,686</b>	<b>168,407</b>	<b>255,537</b>	<b>325,319</b>	<b>400,759</b>	<b>476,199</b>	<b>555,411</b>	<b>640,281</b>	<b>725,151</b>
	対前年度増減額 [b-a]	360	588	426	246	- 198	- 678	- 1,158	- 1,662	- 2,202	- 2,742
対前年度増減率 [b/a]		1.011	1.011	1.003	1.001	0.999	0.998	0.998	0.997	0.997	0.996
均等割軽減対象【31年度】		7割	5割	2割							
均等割軽減対象【2年度】		7割	5割	2割							

⑤給与所得者(65歳未満) 3人世帯〔世帯主(35歳)＋配偶者(35歳・収入なし)＋子(10歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
旧ただし書き所得		0	20,000	890,000	1,590,000	2,330,000	3,130,000	3,930,000	4,770,000	5,670,000	6,570,000
31年度保険料 [a]		46,980	80,198	209,741	307,491	377,717	453,637	529,557	609,273	694,683	780,093
2 年 度	保険料 [b]	<b>47,520</b>	<b>81,086</b>	<b>210,647</b>	<b>308,337</b>	<b>378,119</b>	<b>453,559</b>	<b>528,999</b>	<b>608,211</b>	<b>693,081</b>	<b>777,951</b>
	対前年度増減額 [b-a]	540	888	906	846	402	- 78	- 558	- 1,062	- 1,602	- 2,142
対前年度増減率 [b/a]		1.011	1.011	1.004	1.003	1.001	1.000	0.999	0.998	0.998	0.997
均等割軽減対象【31年度】		7割	5割	2割							
均等割軽減対象【2年度】		7割	5割	2割							

⑥給与所得者(65歳未満) 4人世帯〔世帯主(35歳)＋配偶者(35歳・収入なし)＋子(10歳・収入なし)＋子(5歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
旧ただし書き所得		0	20,000	890,000	1,590,000	2,330,000	3,130,000	3,930,000	4,770,000	5,670,000	6,570,000
31年度保険料 [a]		62,640	106,298	188,861	317,931	429,917	505,837	581,757	661,473	746,883	800,000
2 年 度	保険料 [b]	<b>63,360</b>	<b>107,486</b>	<b>189,527</b>	<b>318,897</b>	<b>430,919</b>	<b>506,359</b>	<b>581,799</b>	<b>661,011</b>	<b>745,881</b>	<b>818,698</b>
	対前年度増減額 [b-a]	720	1,188	666	966	1,002	522	42	- 462	- 1,002	18,698
対前年度増減率 [b/a]		1.011	1.011	1.004	1.003	1.002	1.001	1.000	0.999	0.999	1.023
均等割軽減対象【31年度】		7割	5割	5割	2割						
均等割軽減対象【2年度】		7割	5割	5割	2割						